

令和8年度 第1回
天草市国民健康保険事業の
運営に関する協議会 議事録

天草市国民健康保険

日 時 令和8年7月22日(水) 午後2時

場 所 天草市役所 本庁3階 第一委員会室

令和8年度 第1回天草市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和8年7月22日(水) 午後2時

2. 場 所 天草市役所本庁 3階 第一委員会室

3. 出席者(17人中14人) ※〔 〕内は欠席者

(1) 協議会委員

○被保険者を代表する委員(5人中5人)

福本美佐子 長塚 信弘 松本 和美 山下 ちか 谷口 辰哉

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5人中3人)

松本裕三郎 神 浩介 木場 貴俊 〔中山 雅文 今里 裕〕

○公益を代表する委員(5人中4人)

小浦 良介 吉田裕美子 福原 徳長 永田 文敏 〔新木 銘子〕

○被用者保険等保険者を代表する委員(2人中2人)

大本 孝司 小山 瑞穂

(2) 事務局

市民生活部長

国保年金課 : 課長 国保給付係長 国保税係長 国保給付係参事

納 税 課 : 課長

健康増進課 : 課長 健康増進係長 健康増進係参事

4. 議題

(1) 令和7年度天草市国民健康保険特別会計決算について

(2) 令和9年度天草市国民健康保険税税率改定(案)について【諮問】

1 委嘱状交付

2 開会（事務局）

3 会長選任

4 諮問

5 市長あいさつ

6 会長あいさつ

7 議事

(1) 令和7年度天草市国民健康保険特別会計決算について

事務局より説明

会 長：皆様から何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特にないようであれば、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員：はい。

(2) 令和9年度天草市国民健康保険税税率改定（案）について 【諮問】

事務局より説明

委 員：資料2-2の2ページの表の見方でちょっとわからないところがあるのですが。令和6年度は決算が済んでと思うのですが、収支は794万1千円の黒字で決算されたということになると思うのですが、その下の単年度収支がマイナス1億7,820万3千円になってますが、これをどういうふうに捉えたらいいのかっていうのがちょっとわかりにくくて、そのあたりの説明をしていただければなと思うんですけども。

事務局：収支と単年度収支というのがありますが、収支は、歳入と歳出の単純な差し引きになります。その収支の歳入の中には、その年度の歳入以外に、前年度から入ってくる繰越金というのがあります。また、本市の場合は、貯金にあたります基金から取り崩して歳入に入れる基金繰入金というのがあります。そういった前年度からの繰越金や基金からの繰入金がなかったら、とした時の収支というのが単年度収支になります。純粹にその年度の収入

だけで考えた時の収支というのが単年度収支になります。今言いましたように、前年度からの繰越金がなかったら、基金からの繰入金がなかったら、マイナスの決算になりますというような数字になります。

委員：その前提でいくと、この２ページの９年度は、基金繰入金と繰越金がゼロですから、そういったことを考慮して試算すると、収支はプラスになって、単年度収支もプラスになっているので、このシミュレーション①の案①でいくと、まあ黒字決算でいく見通しであるってということになる。そういう理解でよろしいですか。

事務局：はい、委員のおっしゃる通りです。９年度については、前年からの繰越金や基金からの繰入れがなくても、プラスに、黒字になるというような見込みで考えております。

委員：あと、もう一つ。基本的なことで大変恐縮なんですけど、一番下にある国民健康保険基金残高っていうのは、実際、どこに基金っていうのがあって、どこから拠出されるのですか。これは県全体ですか。

事務局：こちらの国民健康保険基金というのは、天草市の基金になります。

委員：これまで積み立ててきたものが、積み上がっているというイメージでいいですか。

事務局：はい、おっしゃる通りです。

委員：例えば、この基金をいくら以上持っておかないといけない、いくら以上はこの基金を残しておかないといけないとかっていう決まりというのはあるんですか。

事務局：平成 30 年度に国保の制度改革があっておりまして、それより前は市独自の運営というような形でしたが、そのときは、決まりというほどではないのですが、概ねの目安としては、毎月の保険給付費の支払いがありますけども、その一月分を支払える程度は持っていた方がいいというような、概ねの目安はございました。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：他にございませんでしょうか。

この議案につきましては、令和 9 年度の税率改定案について、２案の説明がありました。２案を比較検討して最適案を決定するということになっておりますので、本協議会としましては、いずれかの案を選ぶ必要がございます。事務局においては、案①の熊本県が示す市町村標準保険料率では、低所得者への負担感が大きいのではないかと考えて、基金残高の範囲内に

において、負担緩和を図った案②の標準保険料率と現行税率の中間の率による改定案を提案されているようでございます。今、意見もございましたけれども、案①がいいか、案②がいいかということで、皆さんの方からちょっとご意見をいただければと思いますけれども。

委員：案①と案②ですかね。あと、今の話の中で中間値って言われましたよね。案①と案②と中間値の3つの中から選べということですかね。

事務局：案②が中間値ってということで示させていただいております。

委員：案②が中間値ですね。ありがとうございました。

委員：資料2-2、資料編の6ページの案②の財政状況のシミュレーションについて、令和8年度の基金繰入金は2,900万円ですよね。だいぶ安いような気がするんですけど、ここだけですよね、2,900万円の繰入金というのは。

事務局：令和8年度につきましては、まだ見込みの数字になります。令和8年度は収支がゼロになることとして基金繰入金を試算していますが、実際には収支をちょうどゼロにするのは難しいので、もう少し繰り入れないといけないとは思っています。それにしても、それまでの年度より少ないは少ないなんですけども、こちらについては、そこには書いてないのですが、歳出の国民健康保険事業費納付金というのがありまして、これが今年度は思いのほかだいぶ安くなった影響で、基金繰入金が少なくて済むと見込んでいます。9年度以降は、令和8年度ほどは安くはならないだろうということで、基金繰入金も増える見込みとしているところです。

委員：令和8年度が2,900万円繰り入れたとして、案②の9年度を見た場合、令和8年度の税率より高くなるわけでしょう。でも、基金は1億か2億くらい入れるような感じで作ってありますよね。

事務局：資料2-2、資料編の財政計画については、保険料を変えた時の見込みになります。現行税率での見込みについて、こちらの資料編ではなく本編、資料2-1の3ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、令和9年度以降も税率が現行のままであればという見込みになります。税率を変えなければ、9年度の基金繰入金は1億8,600万円程必要という見込みになります。

委員：今回の案②を採用すれば、8年度よりは税率が上がるというのではなかったですか。

事務局：案②の税率にした場合が、資料2-2、資料編の6ページになります。こちらを見ていただければ、令和9年度の基金繰入金は約6,000万円で済む

というようなことになります。要は、税率を変えなければ1億8,000万円くらい繰り入れないといけないけれども、案②の税率にすれば、これが6,000万円ぐらいの繰入れだけで済むというようなイメージになります。

委員：そうしたら、それを前段として、案①と案②がありますが、一番気になるのが基金の残高なんですけど、12年度までに、やっぱりいくら持っておかないといけないんですかね。大体このくらいは持っておこうか、ゼロでもいいのか、やっぱりある程度持つべきなのか、そこらをちょっと教えていただければと思います。

事務局：ないよりはあった方がもちろんいいんですけども、先程言いましたように、特別に基準というのはありません。あと1つあるのが、現在、市独自の取り組みとして、がん検診の助成などをしております。がん検診を受けていただいたときに、国民健康保険じゃない方は2割負担していただいているのを、国民健康保険の被保険者の方は1割負担で済むような助成をしています。もし、こういったものを9年以降、12年度以降もするのであれば、基金を活用しないとできないような形になってまいります。もし、そういった独自の事業も一切、しなくていいというのであれば、基金はできるだけ少なめにしてもいいんですけども。あと、年度によっては不測の事態があり得ると思いますので、いくら持っていた方が安心といえれば安心にはなります。

委員：ちょっと会計がわからんですけど、12年度からも今のような会計で、市は市の独自でやっていくんですか。税率だけを県下統一にするんですか。実際の運営は、市がやっぱり管理しながらやっていくってことなんですか。

事務局：はい、会計的には今と同じような会計になります。

委員：そうしたら、基金は持っていたほうがいいですね。はい、わかりました。

会長：はい、ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

委員：資料2-1の3ページで、11年度の見込みのところで、基金残高がマイナスの見込みになってるんですけど、マイナスになったら、このマイナス分はどういうふうに補填していくというか。ゼロより下がるっていうことになると、これをまたどこかで徴収していかないといけないっていう話になってくるんでしょうか。

事務局：11年度の基金残高は、イメージ的に持っていただくためにマイナスにしておりますが、実際にマイナスになるということはありません。正確に言いますと、もし、収支がマイナスになるようであれば、翌年度の歳入から

前借りするような形で持ってきて、翌年度以降にまたどうにか手当てしないといけないというような形にはなるんですけども、実際はそういったことはしたくありませんので、現実的にはマイナスになる前に保険料を上げて、対応しないといけないというようなことにはなります。

委員：結局のところ、案①でいくと、財政状況のシミュレーションでいけば、基金残高はある程度、11年度末でも残る予定にはなっているので、案①の方がいいのはいいんですけども、激変緩和という観点からいくと、急に9年度から変えるというのは、私の意見でいくと少し高すぎるんじゃないかなというのは思います。

会長：今のご意見は、市の方で示されている案②がいいのではないかとこのところですけども、他にはございませんでしょうか。

委員：今の話とかぶるんですけども、11年度の見込みで基金がマイナスですよ。マイナス1億2,500万円ですよ。今の話の中で、翌年度の令和12年度の予算から持ってきて、なんとか凌ぐという話ですよ。もし、このとおりになったら。それを続けるわけにはいかないから、また保険料の見直しとかを考えないといけないということだったんですよ。という、今、8年度で、あと3年後には、また保険料の改定を検討しなければならないという話になっているんですかね。たった3年後には、また保険料の改定ということになって、国保の加入者という、意外と低所得者が多いんですよ。その中で、来年上げて、あと3、4年後にまた上げるというのは、ちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですけど。どう考えていますかね。

事務局：今の資料2-1の3ページについては、今回、保険料を上げないとしたら、という見込みになります。今回、保険料の見直しをすれば、案①や案②の見込みのようになるという話になります。もし、保険税率を上げないとしたら、こうなってしまうので、保険料改定の見直しを検討しないといけないということで、今回の議案にあげさせていただいております。

会長：他に、ございませんでしょうか。

事務局：すみません。補足なんですけれども、現在、標準保険料率の半分でですね。今、今回は引き上げましょうということで、2分の1をしているわけです。それでも結局、完全統一という部分で言えば、標準保険料率以上になるところが大体、見込まれるんですけども、そういったところを考えると、残りの2分の1の部分については、いずれにしろ引き上げの方を検討しなければいけないということにはなるかというところは、ご説明させていた

だきたいと思います。

会 長：今、出された意見などからしますと、低所得者も多くいるというところもありますので、可能であれば、できるだけ負担を軽減した方が良いのではないかと、そうなってくると案②になるんですけれども、本協議会での最適案としましては、案②の市町村標準保険料率と現行税率の中間の率による改定案がいいのではないかなということで、私は受けたんですけれども、そのようなご意見でよろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：それでは、令和9年度天草市国民健康保険税の税率改定案については、案②の市町村標準保険料率と現行税率の中間の率による改定案を本協議会の最適案とすることに決定してよろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：ありがとうございます。それでは、ただ今、委員の皆様にご承認を頂きましたので、市長へその旨の答申を行いたいと思います。なお、頂いたご意見等につきましては、必要に応じて附帯事項として、答申に付け加えさせていただきますしたいと思います。内容につきましては、会長である私に一任していただけますでしょうか。

委 員：はい。

会 長：それでは、その他に事務局から何かございませんでしょうか。

事務局：ございません。

会 長：それでは、本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様方には、熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。この後は、事務局の方で進行をお願いいたします。

8 その他（報告事項）

9 閉会

事務局：これを持ちまして、令和8年度、第1回天草市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

————— (午後3時35分終了) —————